

栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和元年6月17日付けで提出された栗東市職員措置請求について監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月8日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 三木 敏嗣

栗東市職員措置請求にかかる監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨（原文のとおり）

栗東市長である野村昌弘は、公費を使って、「男女共同参画社会」づくりに全く逆行するチラシ・ポスターを作成して市民に配布した。これは不当で違法な支出であるため、監査委員は、野村昌弘 栗東市長に対して、以下の三点を勧告されたい。

栗東市長に関する措置請求の要旨

- ① 「栗東市子育てのための12か条」のチラシ・ポスターを回収して処分すること。
- ② 印刷にかかった費用を栗東市へ弁償すること。
- ③ このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すること。

【本請求の理由】

本請求の理由について以下記述する。

栗東市教育委員会生涯学習課は、「栗東市子育てのための12か条」のチラシ・ポスターの作成のために2019年1月、4月、5月に、印刷にかかる費用を支出している。

これに先立ち国は、男女共同参画社会基本法に基づき、公的広報においては、男女共同参画の視点を入れるべきだとして、平成15年に「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」（内閣府男女共同参画局）を公表して、男女を固定的なイメージで描くことのないようにと戒めている。

栗東市では、「栗東市「女と男の共同参画プラン（第5版）」において、重点課題の「基本目標1」に「男女の人権の尊重と意識づくり」があげられ、その(1)では「男女共同参画の視点に立った保育・教育、学習の推進」が掲げられている。そして「広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、女性差別等の表現による人権侵害の防止・点検の徹底を推進します」と明記している。

ところが、この「栗東市子育てのための12か条」のチラシ・ポスターは、男女共同

参画の視点からきわめて問題の多いものである。問題点を次に指摘する。

●女の子と男の子の対比

イラストの女の子は「ありがとう」と言い、小さい子の面倒をみるシーンに描かれている。他方、男の子の描かれたシーンは、「世の中に出て恥をかかないためのマナー」として描かれている。

また走ったり発言したり of 積極性が強調されている。また女の子の描かれたシーンに添えられた言葉は、「ぬくもり」「思いやり」「人を大切に」なのに対して、男の子のイラストに添えられた言葉は、「世の中に出て」「社会のルール」「恥」「自分を大切に」である。

さらに、女の子の表情のほとんどが笑顔で描かれ「愛嬌」が強調されているのに対して、男の子の表情は、つまらなそうなものや泣き顔もあり多種多様である。

何より基本的なことを指摘するならば、女の子よりも男の子の方が多く描かれている。

この描き分けは、戦前の修身教科書をほぼ踏襲したものである判断できる。すなわち、どちらかと言えば、男の子の教育を主軸に置いて、その内容は「やさしく家庭的な女の子」「元気で社会的な男の子」というステレオタイプのジェンダー表現であり、固定的な性別役割期待の表現とみなしうる。

●家族の描かれ方

家族5人の食事のほか、娘たちの話を聞き社会の規範を教える父親とスポーツ活動に付き添って子どもを慰める母親が描かれている。

この表現は、家族成員が5人というきわめて古い家族像のもとに、社会のルールを教える父親、子どもにやさしい母親という、これまたステレオタイプのジェンダー表現となっており、固定的な性別役割期待とみなしうる。

総じてこのチラシ・ポスターは、本来の趣旨が家庭教育の重要性を訴求するものとはいえ、古い時代の家族像を前提とした、固定的なジェンダー、性別役割期待を推奨するものとして受け取られる内容となっている。そして、こうしたチラシ・ポスターを複製配布することは、現代の日本社会において推し進められている男女共同参画社会の実現へ向けた取り組みからして、その趣旨に真っ向から逆行するものと言わざるをえない。とくに、子育てという次世代育成にかかわる事業でこのような古いジェンダー意識をすり込むかのような宣伝を行うことは、現代日本社会において決して許されるものではない。

現代社会の現実には、元気で社会的な「女の子」、やさしく家庭的な「男の子」もいる。また、社会規範を教える母親もいるし、子どもを慰める父親もいる。そして、父子家庭、母子家庭が存在するのは当然である。このチラシ・ポスターは、そうした諸々の事実に対しての配慮を欠くものであり、旧来のジェンダーに固執しつつ、男女や家庭を固定的に描き理想像としている点で、差別的表現を含んでいるのは間違いない。

市役所において、「男女共同参画社会」づくり（男女共同参画社会基本法）の視点から十分な検討がなされないまま、このようなチラシ・ポスターの印刷配布がなされたのは、違法・不当な公金の支出である。そして、この啓発事業によって、栗東市民が、男女共同参画社会基本法の趣旨からみて、まったく有害な宣伝チラシ・ポスターの印刷費用を税金から負担させられ、損害を被ったことは明白である。

尚、同様のチラシ・ポスターをめぐる印刷について監査請求が起こされたのは今回で2度目であり、前回は大津地方裁判所において、次のような判決が出されている。

「この点についての原告の主張は、本件チラシ等の受け手の大多数による上記のような認識とは異なる観点から問題点を指摘するものであって、そのような指摘が重要な政策課題である男女共同参画社会の形成の促進や阻害要因の除去のために貴重な意義を有するものであることはいうまでもない」(平成28年(行ウ)第15号損害賠償請求履行請求事件)

男女共同参画社会基本法第4条は、次のように述べている。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

つまり、一般的な社会通念で判断してはダメなのである。

それにもかかわらず、再び社会学者からの専門的意見を聞くこともせず、素人判断の軽微な変更によって本質的な差別を温存させるデザインのチラシ・ポスターを再度印刷したことは、許せざる暴挙・愚挙であると言わざるを得ない。

そこで冒頭述べた通り、野村昌弘市長は、このチラシ・ポスターを回収処分するとともに、その責任を取って、印刷費用を栗東市に弁償したうえで、こんどこそ再発防止のための職員研修を実施すべきである。

これまでの論述の事実証明書ならびに参考資料として、以下4点の書類を添付する。

- ① 当該のチラシ。
- ② チラシ・ポスターにかかわる公費支出を証明する書類。
- ③ 前回裁判における著名な社会学者の署名。
- ④ 早川洋行「ジェンダーの知識社会学」名古屋学院大学論集。

事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

2 請求人

栗東市 早川洋行

3 請求のあった日

令和元年6月17日

第2 請求書の受理

本件請求は、令和元年6月17日に提出され、同日受付け、令和元年6月24日に地方自治法第242条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、令和元年7月8日に陳述の機会を設け、証拠の提出および請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

2 関係職員の事情聴取

「栗東市子育てのための12か条」の作成・印刷に係る対象機関を栗東市教育委員会生涯学習課とし、令和元年7月11日に関係職員から事情聴取を行い、作成経過等の確認を実施した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る違法性もしくは不当性についての請求人の主張の要旨

請求人は、栗東市職員措置請求書によると、

- (1) 「男女共同参画社会基本法」(以下「法」という。)に基づき、公的広報においては男女を固定的なイメージで描くことなく、男女共同参画の視点を取り入れるべきである。ところが、栗東市教育委員会が作成・印刷した「栗東市子育てのための12か条」のチラシ(配布用のもの。以下「本件チラシ」という。)及び本件チラシと同内容のポスター(貼付用のもの。以下「本件ポスター」といい、本件チラシと合わせて「本件チラシ等」という。)は、特にイラストにおける男の子と女の子の描き分けや家族の描かれ方が、戦前の修身教科書をほぼ踏襲している等、古い時代の家族像を前提とした、固定的なジェンダー、性別役割期待を推奨するものとして受け取られる内容となっている。現代社会においては多様な男女や家庭が存在するという事実に対しての配慮に欠け、旧来のジェンダーに固執しつつ、男女や家庭を固定的に描き理想像としている点で差別的表現も含んでいる。
- (2) 大津地方裁判所の平成28年(行ウ)第15号損害賠償請求履行請求事件における判決文において、チラシ・ポスターからは、性別による固定的な役割分担等を反映しているとか、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすものであるというような、チラシ・ポスターを見た者の多くが受ける認識とは異なる観点からの問題点を指摘するもので、そのような指摘が、重要な施策課題である男女共同参画社会の形成や促進や阻害要因の除去のために貴重な意義を有するものであることはいうまでもないとも言及されている。したがって、本件チラシ等のイラストは、男女共同参画の視点から極めて問題の多いものであり、回収して処分すべきである。
- (3) 栗東市が法の趣旨に則り「男女共同参画社会づくり」の視点からの十分な検討をしないまま本件チラシ等を印刷配布したことは、栗東市民が、全く有害な本件チラシ等にかかる印刷費用を税金から負担させられ被害を被ったことになり、それに要した費用は栗東市へ弁償されるべきである。
- (4) 栗東市は、このような事件の再発防止対策として、「男女共同参画社会」づくりについての職員研修を実施すべきである。

以上の理由から、本件チラシ等の印刷費用の支出は不当で違法な公金の支出であると主張されていると解されるので、以下これについて判断する。

2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった本件チラシ等の作成、印刷について、監査対象機関である栗東市教育委員会生涯学習課に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

- (1) 本件チラシ等については、子どもたちが道徳心の豊かな子どもとして、また、いじめや問題行動を起こさずに、自己の可能性を伸ばしていける子どもとして成長できるよう、学校、家庭及び地域が連携した取り組みを行うために作成されたもので、「栗東市子育てのための12か条」推進会議（以下「推進会議」という）において普及、推進に取り組まれている。
- (2) 本件チラシ等は、子どもやその周りの大人に対して、家庭や地域社会の中で、人としての基本や社会性を身につけることの重要性和在り方を分かりやすく伝えることを目的に、標語、説明文及びイラストを用いて表現しているものである。
- (3) 大津地方裁判所は、平成26年から平成28年の間に作成印刷されたチラシ・ポスターについて、平成28年（行ウ）第15号損害賠償請求履行請求事件において、市長に対し作成費用の損害賠償を求め、及び回収をしないことは違法であることを確認する訴訟の判決では、チラシ・ポスターが違法であるという結論には結びつかないとして今回の住民監査請求の請求人である原告の請求を棄却した。
- (4) 本件チラシ等の作成においては、推進会議の事務局（生涯学習課）が推進会議アドバイザー及びイラストの作成者と協議を行い前回作成したものに一部修正を加えた原案を作成し、平成30年8月21日開催の栗東市青少年問題協議会、及び平成30年11月6日開催の推進会議において原案を提示し承認を得たのち、庁内決裁を取り、作成案を決定した。
- (5) 「栗東市子育てのための12か条」の取り組みについては、園・学校関係だけでなく、家庭・地域や企業が連携し、同じ方向で社会全体での取り組みが必要なことから、賛同団体と取り組んで来た経過がある。また、平成30年2月28日からは、賛同団体会議から推進会議に名称を変更し、幼稚園・保育園、小中学校、家庭、地域、企業と一体となった取り組みを一層推し進められている。むしろ「栗東市女性団体連絡協議会」を始めとする推進会議の参画団体からは、もっと様々な場で積極的に取り組んでいくべきとの意見も出されている。また、本件チラシ等が栗東市内の公共施設での掲示や、自治会を通じての回覧や掲示板への掲示等で啓発されていて、これを見た市民から、男女差別表現を含んだものとなっていて「男女共同参画社会」の実現を阻害するようなものになっているとの指摘を受けたことはない。
- (6) 本件チラシの印刷費用として、栗東市教育委員会生涯学習課職員により平成31年1月4日に74,520円を負担する旨の支出負担行為が行われ、平成31年1月24日に支出命令が発出され、当該費用が平成31年2月15日に支出された。
また、本件ポスターの印刷費用として、栗東市教育委員会生涯学習課職員により平成31年1月4日に40,500円、平成31年4月18日に35,100円の支出負担行為が行われ、それぞれ平成31年1月24日、令和元年5月7日に支出命令が発出され、当該費用としてそれぞれ平成31年2月15日、令和元年5月27

日に支出された。

これら本件チラシ等の印刷費用にかかる財務会計上の手続きについては、法令に基づき適正に執行されている。

3 判断

- (1) 本件チラシ等は、子どもたちが道徳心の豊かな子どもとして、また、いじめや問題行動を起こさずに、自己の可能性を伸ばしていける子どもとして成長できるよう、学校園、家庭及び地域が連携し取り組めるよう作成されたもので、標語、説明文やイラストを用いて表現されている。請求人は、特にその中のイラストが、ステレオタイプのジェンダー表現であり、固定的な性別役割期待の表現とみなしうるものと主張しているが、標語や説明文には男女の性差や立場を前提とした文言は存在せず、イラストも相当程度抽象化された人物や場面が描かれており、本来の目的である子どもたちの規範意識の醸成や道徳心の向上を図ろうとする啓発意図を明確に伝えているものである。本件チラシ等を見た大多数の受け手は、これらイラストの表現を性別による固定的な役割分担等を反映しているものであるとか、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすものであるというような認識や印象を得ることにはならないものとする。請求人は、イラストを取り上げ問題視しているが、本件チラシ等の内容は、子どもやその周りの大人に対して、家庭や地域社会の中で、人としての基本や社会性を身につけることの重要性と在り方を分かりやすく伝えるため、標語、説明文、イラストを合わせて用いて表現しているもので、社会通念に照らし、男女差別や男女共同参画の実現に反するような固定観念を想起させるものとなっているとは認められない。大津地方裁判所平成28年（行ウ）第15号損害賠償請求履行請求事件の判決でも、チラシ・ポスターによる広報の目的が男女共同参画社会の形成の促進自体にあるわけではなく、広報の内容や目的が受け手に明確に伝わるものとなっているのであって、受け手がそれ以外のことを連想、想起する余地がほとんどないことに加え、チラシ・ポスターによって男女共同参画社会の形成が阻害されるような影響を伴うものでもないのであるから、法4条に反する違法なものであるとは言えないとの判断をされている。
- (2) 本件チラシ等の作成は、推進会議の事務局である生涯学習課が、前回作成したものに一部修正を加え原案を作成し、栗東市青少年問題協議会や推進会議に原案を示し承認を得たのち、庁内決裁を取り作成案を決定したものである。「栗東市子育てのための12か条」の啓発により、子どもたちの規範意識を高め、より良い生活や社会をつくろうとする子どもたちの育成に向け、市民への支援、協力という意味での理解を広げ、幼稚園・保育園、小中学校、家庭、地域、企業が一体となり取り組まれている。栗東市公共施設への掲示や、自治会内での回覧や掲示板への掲示により周知を図っているが、本件チラシ等の内容に関して、市民からは請求人が問題視しているような意見は一切寄せられておらず、この啓発目的や内容については何ら問題のないものと言える。
- (3) 本件チラシ等の印刷費用の支出については、支出負担行為決議書、支出命令書等を確認したが、いずれも適正に処理されており、財務会計行為自体についても、違

法、不当性はないものと認められる。

第5 結論

以上のことから、請求人の主張に理由ないものとして、これを棄却する。

なお、メディアにおける情報や表現は、多くの人目に触れることから、人々の意識形成に大きな影響を与えることになる。今回の本件チラシ等の印刷、配布が、違法、不当には当たらないとはいえ、意識せず言葉や表現を繰り返し使うことにより人々に無意識のうちに固定的な男女の役割やイメージを浸透させてしまうことに繋がる可能性があるという請求人の意見に対しては、真摯に受け止めるべきである。

公的な広報等は、公共性や信頼性が高く特に配慮が必要であり、作成に当たっては表現のあり方に常に敏感でいることが求められる。

市職員は、日頃から男女共同参画基本法が目指す『男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会』の実現が行政の責務であることを自覚するとともに、ジェンダーだけでなく様々な人権に対する感覚も磨き、職務に当たられるよう努められたい。